



東京2020 ゴールドパートナー (損害保険)

Total assist

からだの保険(ゴルファー)

本冊子は「トータルアシストからだの保険(ゴルファー)」のパンフレット兼重要事項説明書です。

レジャー
スポーツ



楽しいプレー中の
万が一にも
お役に立てるジョー。

普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/covenant)にてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。

※本冊子のご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

本冊子の構成

パンフレット

商品内容

▶ P.1~2

重要事項説明書

I 契約締結前におけるご確認事項

▶ P.3~6

II 契約締結時におけるご注意事項

▶ P.6~7

III 契約締結後におけるご注意事項

▶ P.7~8

IV その他ご留意いただきたいこと

▶ P.8~9

東京海上日動の「トータルアシストからだの保険(ゴルファー)」は、ゴルフにかかわるリスクをまとめて補償します。

1 ご自身のケガ

ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフ中にケガをしたとき

◎国内でも海外でも補償します



2 第三者に対する賠償責任 オプション

ゴルフ中に他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、借りている物を壊したり盗まれてしまったとき

◎国内でも海外でも補償します

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉
できない場合

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合 等



3 ゴルフ用品の損害 オプション

ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難やゴルフクラブに破損・曲損が生じたとき

◎国内でも海外でも補償します



4 ホールインワン・アルバトロス費用 オプション

ホールインワンを達成して祝賀会等の費用を負担したとき

◎国内のみ補償します



【ご契約プランの例】 保険期間1年

下記はご契約パターンの一例です。これ以外のパターンをご希望の場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

保険金額および日額(ご契約金額)						一時払保険料
ご自身のケガ		第三者に対する賠償責任	ゴルフ用品の損害	ホールインワン・アルバトロス費用		
死亡・後遺障害	入院保険金日額*1	通院保険金日額	国内 1億円 国外 1億円	10万円	20万円	5,300円
590万円	3,000円	1,000円	国内 1億円 国外 1億円	10万円	20万円	5,300円
920万円	5,000円	3,000円	国内 無制限 国外 1億円	20万円	30万円	7,800円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

＜ご契約の更新に際して＞

満期日までにご契約者から更新しない旨のお申出がなければ、原則**自動更新**されます。

付帯サービス

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

⚠ サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

● 事故防止アシスト

自動セット

東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。



防災・防犯情報サイト

「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します（ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。）。

情報サイト「セイフティコンパス」

日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。

安全運転情報サイト

ヒヤリハット映像を動画でご提供します。

● メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1：24時間365日

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

● 電話介護相談：9:00～17:00
● 各種サービス優待紹介：9:00～17:00

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて、優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

● デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

● 法律相談：10:00～18:00
● 税務相談：14:00～16:00
● 社会保険に関する相談：10:00～18:00
● 暮らしの情報提供：10:00～16:00

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください（メディカルアシスト・介護アシスト・デイリーサポート共通）

- ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ご相談の対象は、ご契約者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

商品内容

契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における注意事項

III. 契約締結後における注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

重要事項説明書

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方にご説明ください。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、**特にご注意いただきたい事項**

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 トータルアシストからだの保険(ゴルファー)の商品の仕組み

[基本となる補償・特約]

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。

※自動セットされる特約等、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

●基本となる補償

ご自身のケガ

ゴルフ中にケガをしたときに補償します。

ゴルフ中等の危険補償特約 



●補償内容を追加する特約

第三者に対する賠償責任

個人賠償責任補償特約

ゴルフ用品の損害

携行品特約

ホールインワン・アルパトロス費用

ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

賠償事故解決に関する特約 

*1 個人賠償責任補償特約をご契約の場合に自動セットされます。

[保険の対象となる方]

申込書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方が保険の対象となります。

※個人賠償責任補償特約において、ご本人*2が未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*2の親権者、その他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(ご本人*2に関する事故に限ります。)

*2 申込書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

① 基本となる補償



- 国内外での**ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内**でゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

※「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされます。

*1 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。	
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*5を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	

*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)

*5 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。

② 主な特約の概要

<p>個人賠償責任補償特約</p> <p>※「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされます。</p>	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ゴルフの練習、競技または指導*1中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合*2 ● ゴルフの練習、競技または指導*1中に、国内で受託した財物(受託品)*3を壊したり盗まれた場合 <p>▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします(この他に、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。)</p> <p>*1 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> <p>*2 ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を含みます。</p> <p>*3 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。</p>		
<p>携行品特約</p> <p>※「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされます。</p>	<p>国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま) ● ゴルフクラブの破損、曲損*1 <p>▶ 保険期間を通じて保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、損害額(修理費)は時価額を限度とします(この他に、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。)</p> <p>※ ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りま。</p>		
<p>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</p>	<p>保険の対象となる方が日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下表のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <table border="1" data-bbox="411 987 1471 1115"> <tr> <td>同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</td> </tr> <tr> <td>記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</td> </tr> </table> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)	記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス
同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)			
記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス			

※詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

③ 補償の重複に関するご注意

- 以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約の要否をご検討ください*2。

*1 トータルアシストからだの保険(ゴルファー)以外の保険契約でご契約されている特約や弊社以外の保険契約を含みます。
 *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

- 個人賠償責任補償特約
- 携行品特約
- ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

④ 保険金額の設定

各保険金額・日額は引受けの限度額があります。
 死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、「他の保険契約等」と合算して1,000万円まででご契約いただきます。

- 保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合
 - 保険の対象となる方がご契約者と異なり、かつ、保険の対象となる方の同意がない場合
- 実際にご契約いただく保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：原則 1 年間
- 補償の開始時期：始期日の午後4時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了時期：満期日の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご契約の保険金額等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険金額等)を選択した場合の保険料につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

② 保険料の払込方法

主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法もあります。

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	月払	一時払
金融機関での口座振替、クレジットカード	○(5%割増)	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書(銀行等での振込み)	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します(クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります)。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌振替日(原則 26日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務

申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。トータルアシストからの保険(ゴルフア)では、「他の保険契約等」*1を締結されている場合はその内容(同時に申し込む契約を含みます。)が告知事項(★)となります。

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



トータルアシストからだの保険(ゴルファー)はクーリングオフの対象外です。

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。トータルアシストからだの保険(ゴルファー)は保険期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

*1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

3

死亡保険金受取人



死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険の契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

Ⅲ

契約締結後におけるご注意事項

1

ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2

解約される時



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3

保険の対象となる方からのお申出による解約



保険の対象となる方がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、保険の対象となる方はご契約者に補償の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が原則自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその契約を更新しない旨のお申出*1または弊社からご契約者へのその契約を更新しない旨の通知がない限り、所定の制度に基づき満期日に自動更新されます*2。

*1 ご契約を更新しない場合、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

*2 保険期間が1年未満の短期契約等には「保険契約の更新に関する特約」はセットされず、自動更新されません。

※保険契約の更新に関する特約を適用してご契約を更新いただいた場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します（更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。）。

【保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合】

更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、契約の更新を制限させていただく場合があります。

- 保険金請求状況によっては、次回以降の契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



● 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること
- ③ 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者

に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とすることをご契約について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社をご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。

*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

5 事故が起こったとき

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。
 - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - 弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^{*1}または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等のお申出はお客様相談センターにて承ります。



0120-071-281

受付時間: 平日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について、「Web約款(弊社ホームページで閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」をご選択ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。
※個人のお客様に限ります。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※「トータルアシストからだの保険(ゴルファー)」は、「ゴルフ中等の危険補償特約」をセットした傷害総合保険(傷害定額条項)のペットネームです。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

 **0120-119-110**

事故は119番・110番

受付時間: 24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間: 平日午前9時~午後8時、土日祝日午前9時~午後6時

(年末・年始は休業させていただきます)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。